

南九州市告示第65号

南九州市訪問給食サービス事業所物価高騰対策支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月12日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市訪問給食サービス事業所物価高騰対策支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

南九州市訪問給食サービス事業所物価高騰対策支援事業実施要綱（令和7年南九州市告示第135号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和7年4月から令和8年2月まで」を「令和7年4月から令和8年3月まで」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。